

特定医療費の自己負担上限月額について

<自己負担割合>

- 自己負担割合を 3割から 2割に引下げ。（2割負担の場合は、変更なし。）

<自己負担上限額>

所得の階層区分や負担上限額は、医療保険の高額療養費制度や障害者の自立支援医療（更生医療）を参考に設定されており、次のとおり適用されます。

- 症状が変動し、入退院を繰り返す等の難病の特性に配慮し、**外来・入院の区別を設定しない。**
- 受診した**複数の医療機関等の自己負担（※）**をすべて合算した上で負担上限額を適用する。

※ 薬局での保険調剤及び訪問看護ステーションが行う訪問看護を含む。

<所得把握の単位等>

- **所得を把握する単位は、医療保険における世帯**となります。
- 所得を把握する基準は、**市町村民税（所得割）の課税額**に基づきます。
- **同一世帯内に複数の対象患者がいる場合**、負担が増えないよう、世帯内の対象患者の人数で**自己負担上限額が按分**されます。

<入院時の食費等>

- 入院時の**標準的な食事療養及び生活療養に係る負担は、患者負担**となります。

新たな医療費助成における自己負担上限額（月額）

（単位：円）

階層区分	階層区分の基準 （（ ）内の数字は、夫婦2人世帯の場合における年収の目安）		患者負担割合：2割					
			自己負担上限額（外来+入院）					
			原則			重症患者		
一般	高額かつ長期（※）	人工呼吸器等装着者	一般	重症患者	人工呼吸器等装着者			
生活保護	—		0	0	0	0	0	0
低所得Ⅰ	市町村民税 非課税 (世帯)	本人年収 ～80万円	2,500	2,500	1,000	2,500	2,500	1,000
低所得Ⅱ		本人年収 80万円超～	5,000	5,000		5,000		
一般所得Ⅰ	市町村民税 課税以上7.1万円未満 (約160万円～約370万円)		10,000	5,000		5,000	5,000	
一般所得Ⅱ	市町村民税 7.1万円以上25.1万円未満 (約370万円～約810万円)		20,000	10,000		10,000		
上位所得	市町村民税25.1万円以上 (約810万円～)		30,000	20,000		20,000		
入院時の食費			全額自己負担			1 / 2 自己負担		

※「高額かつ長期」とは、月ごとの医療費総額が5万円を超える月が年間6回以上ある者（例えば医療保険の2割負担の場合、医療費の自己負担が1万円を超える月が年間6回以上）。